

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
の群馬県の緊急事態措置  
(8月20日(金)以降の措置  
群馬県ホームページより抜粋)**

○**飲食店等に対する要請**

・飲食店等については、令和3年8月20日(金)午前0時から9月12日(日)午後12時までの間、次のとおり休業又は営業時間の短縮等をお願いします。

対象業種 飲食店等：飲食店（居酒屋を含む。）喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）

※食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗

遊興施設等：バー等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、カラオケ店

☆**要請内容（特措法第45条第2項に基づく要請）**

【酒類又はカラオケ設備の提供有】

・休業を要請

※カラオケボックスがカラオケ設備の提供を行う場合も休業要請対象

【酒類及びカラオケ設備の提供無】※飲酒の機会を設けないこと

・営業時間の短縮を要請（午前5時から午後8時まで）

○**協力金については（支給の有無）**

（ケース1）通常営業時間 11時～21時お酒の提供ありの店舗→全日休業または終日お酒の提供はなしで20時までに時短営業の場合は支給対象

（ケース2）通常営業時間 11時～15時お酒の提供ありの店舗→全日休業の場合は支給対象

お酒の提供なしにしても対象にはなりません

（ケース3）通常営業時間 11時～15時お酒の提供なしの店舗→全日休業にしても対象にはなりません

※対象になるか最終的な判断はワンストップセンターにお問合せください（027-226-2731）

【裏面もご覧ください】

### (1) 支給対象者

要請対象となる店舗を有する事業者であって、要請期間の全期間を通じて、県からの要請内容に協力した者

※やむを得ない事情がある場合には、8月22日（日）までに営業時間短縮を開始していただければ、開始日前日までの日数分を減額して協力金を支給します。

### (2) 協力金額

(計算式がありますので詳細はお問い合わせください  
金額等変更になる可能性もあります)

- ・ 1日当たりの売上金額10万円以下1日40,000円【下限】
- ・ 10万円超から25万円以下1日当たりの売上高×0.4
- ・ 25万円超 10万円【上限】

### (3) 協力金の支給

(飲食店等)

- ・ 申請は、緊急事態措置終了後に受付開始予定です。  
(9月中旬予定)

### (4) 問い合わせ先 (電話対応のみ)

「感染症対策県内企業ワンストップセンター」(産業政策課内)

TEL : 027-226-2731 (午前8時30分～午後5時15分)

※後日、専用のコールセンターを設置予定

※オンライン・郵送で申請が出来ますが、支援が必要な方は**9月13日以降**にみなかみ町商工会本所に電話を入れてください。その時に支援日をお知らせいたします。